関係法人御中

神奈川県保健福祉部

## 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生) サーベイランスへの協力について

標記のことについて、厚生労働省健康局結核感染症課等より事務連絡がありましたので、お知らせします。通知における社会福祉施設に関係する主な改正点は次のとおりです。

## 1 都道府県等から厚生労働省への報告対象施設から保育所を除外

保育所を含む社会福祉施設等の施設長等による保健所への連絡等 (入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する) については従前どおり保育所が含まれるが、クラスター (集団発生) サーベイランスとして<u>都道府県等</u>から厚生労働省に報告する対象施設からは保育所を除外する。

## 2 従来除外されていたB型確定事例も社会福祉施設等の施設長等による保健所への連 絡等に新たに包含

従来、社会福祉施設等の施設長等による保健所への連絡等から除外されていた<u>「簡易</u> 迅速検査でB型が確定された場合」も、連絡等が必要な場合に新たに含めるものとする。

○ 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター (集団発生) サーベイランスへの協力について (平成21年12月14日付厚生労働省健康局結核感染症課等5課事務連絡)

http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/12/dl/info1214-02.pdf

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について (二訂版) (平成 21 年 12 月 14 日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)

http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/12/dl/info1214-03.pdf

本件事務連絡の引用通知等を掲載している厚生労働省のホームページアドレスは次のとおりです。

- 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について(平成21年10月8日付厚生労働省健康局結核感染症課等5課事務連絡)http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/10/dl/info1013-02.pdf
- 新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)(平成21年10月8日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)

http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/10/dl/info1009-02.pdf

## 問い合わせ先

保健福祉総務課政策企画担当課長 金井 電話 045(210)4611 地域保健福祉課地域保健福祉班 曽根 電話 045(210)4750 健康増進課疾病対策班 飯田 電話 045(210)4795 福祉監査指導課監査班 中羽 電話 045(210)4810 子ども家庭課児童養護班 秋山 電話 045(210)4655 高齢福祉課介護保険調整班 津島 電話 045(210)4835 障害福祉課施設福祉班 中村 電話 045(210)4724 生活援護課生活保護・ホームレス対策班 武重 電話 045(210)4912